

---

# 『第5次医療法改正による 医療法人への影響と対応』

---

## ポイント

- 医療法人制度改革の全貌
- 創設された医療法人制度
- 社会医療法人制度の創設
- 既存医療法人の運営上の留意点

# 1 医療法人制度改革の全貌

## >>>医療法人制度の見直し

「医療経営の非営利性等に関する検討会報告」より

### (1) 医療法人は医療提供体制の重要な担い手

- ◆医療法人数 : 41,720件 (平成18年3月31日現在)
- ◆医療法人の開設する病院数 : 5,691件 (平成18年5月31日現在)  
⇒ 病院全体の 63.3%
- ◆医療法人が有する病床数 : 840,956床 (平成18年5月31日現在)  
⇒ 病床全体の 51.6%
- ◆民間非営利部門の医療法人の使命  
「地域で質の高い医療サービスを効率的に提供する」

### (2) 規制改革・民間開放推進会議による株式会社の医療経営参入要求

- ◆配当禁止 ⇒ 非営利と規定しているが、様々な手段を通じて事実上の配当を行っているのではないか
- ◆実質的に営利法人に近い持分のある医療法人が多数存在する  
⇒ これをうけて、株式会社に開放を要求
- ◆株式会社に医療法人としての地位を与えること
- ◆医療法人の議決権を出資額に応じた個数とすること

### (3) 民間非営利部門として制度の見直しが必要

- ◆非営利の徹底
  - ・昭和25年の制度創設後も変わらない「営利を目的としない」という役割の再確認
- ◆公益性の高い医療法人制度の再構築
  - ・公益性の高い医療サービスを安定的に提供するという現在の医療提供体制に求められる役割
- ◆都道府県との関係見直し
  - ・医療法人を監督する都道府県との間の適切な関係の見直し  
⇒ 直接医療サービスを提供する役割から安全性の監視等の役割へ転換

## >>>医療法人制度改革の基本方針と主要改正項目

### 【医療法人制度改革の基本方針】

- ① 非営利性の徹底
- ② 公益性の確立
- ③ 効率性の向上
- ④ 透明性の確保
- ⑤ 安定した医業経営の実現

#### (1) 非営利性の徹底

##### ①解散時の残余財産の帰属先が明記

解散時の残余財産の帰属先が下記に限定された(新医療法第44条4項、同50条4項)。

⇒ 拠出金制度の法人創設

### 【新医療法第44条4項、同50条4項 新設「拠出金制度の医療法人根拠法」】

#### 【第44条4項】

解散時、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

#### 【同50条4項】

第44条第4項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

##### ②財団医療法人に評議員設置義務化

財団医療法人は、寄附行為に評議員会及び評議員に関する規定を定めることとされた(医療法第44条2項八号)。

※財団医療法人の運営 ⇒ 評議員会と評議員がキーになる。

(新医療法第49条～同49条の4まで)

## (2) 公益性の確立

### ①社会医療法人制度の創設

非営利性に公益性を加えた「社会医療法人制度」が創設された（新医療法第42条の2）

#### 【新医療法第42条の2 新設「社会医療法人」】

医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

## (3) 効率性の向上

### ①「指定管理者」として公的施設運営可能

地方自治法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を運営できることが明記された（新医療法第42条カッコ書き）。

### ②附帯業務の拡大

医療法人の行える附帯業務の拡大が図られた（新医療法第42条）。

医療法人が直接老人福祉法第29条1項に規定する「有料老人ホーム」の経営を行うことが可能となった（新医療法第42条1項八号）。

## (4) 透明性の確保

### ①運営基盤の強化と透明性の確保

「医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない（新医療法第40条の2）。」

### ②定時社員総会の開催義務付け

社団医療法人は、定款に社員総会に関する事項を定めることとされた（新医療法第44条2項七号）。そして、少なくとも毎年1回は定時社員総会を開催するよう明記された（新医療法第48条の3第1項）。その際の議決権について、一人一個ということも明記された（新医療法第48条の4）。

### ③役員欠員時の補充期限明確化

役員任期(2年を超えることはできない。ただし、再任可。医療法46条の2第3項)、役員補充(理事・監事の定数5分の1超が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。新医療法第48条の2)について明記された。

### ④監事の職務明記

監事の職務が明記され、監事を中心とした医療法人の経営チェック体制が構築されることとなった。(新医療法第46条の4第3項)

#### 【監事の職務】

- イ) 医療法人の業務を監査すること。
- ロ) 医療法人の財産の状況を監査すること。
- ハ) 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後3ヶ月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- ニ) 監査の結果、業務・財産に関し、不正や法令・定款等の違反という重大事実がある場合には都道府県知事に報告すること。
- ホ) 社団医療法人の監事は、報告のため必要があれば社員総会を招集する。
- ヘ) 財団医療法人の監事は、報告のため必要があれば、理事長に評議員会の召集を請求すること。
- ト) 医療法人業務・財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

## (5) 安定した医業経営の実現

### ①社会医療法人債

社会医療法人は社会医療法人債の発行、募集等ができる。(新医療法第54条の2から54条の7まで)

### ②社会医療法人における公認会計士等の財務監査

社会医療法人の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。(新医療法第51条第3項)

⇒ 社会医療法人における自己資本比率基準除外

【新医療法施行までのスケジュール】

平成18年 2月	医療制度改革関連法案閣議決定
同年 6月	医療制度改革関連法案 参議院可決 成立
平成18年 9月～10月	改正医療法関連の政省令（予定）
同年 12月	平成19年税制改正大綱（予定） ・社会医療法人の税率、拠出金制度の医療法人（旧出資額限度法人）に対する移行時の課税
平成19年 3月	平成19年税制改正法案可決（予定）
平成19年 4月	新医療法人制度のスタート（予定）

## 2

## 創設された医療法人制度

### >>> 拠出金制度の医療法人

#### (1) 拠出金制度の医療法人の概要

##### ① 解散時の残余財産の帰属先が明確化

【残余財産の帰属先（新医療法 第44条④、50条④）】

- ◆ 国
- ◆ 地方公共団体
- ◆ 医療法人その他の医療提供者で厚生労働省令が定めるもの

##### ② 退社の場合の持分払戻しに関する規定はモデル定款で表示

###### ・モデル定款で整備

**現 行**

「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」



###### ・出資額限度法人定款例

「社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。」

##### ③ 出資額限度法人との相違点

改正前の出資額限度法人

平成16年8月13日  
局長通知等がベースとなる

※ 局長通知ベースで法律上の担保がない。税務上の扱いも厳しい。

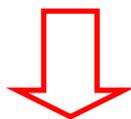
改正後の拠出金制度の法人

第5次医療法改正で対応する  
平成19年4月1日施行（予定）

④出資額限度法人で課税すると取り扱われていたケース

イ) 社員が出資払込額の払い戻しを受けて退社した場合

取り扱い		
残存出資者に対する贈与税の課税関係	<b>原則</b>	他の出資者に対するみなし贈与の課税は生じない
	<b>例外</b>	次のいずれかに該当する場合は相続税法第9条により、 <u>みなし贈与課税がされる</u>
	<b>外</b>	a) 出資、社員、役員が特定同族グループで占められている場合 b) 社員等に特別な利益を与える場合



**【4要件を満たせばクリア】**

- ① 「同族出資比率 50%以下」
- ② 「同族社員比率 50%以下」
- ③ 「役員に占める親族割合 3分の1以下」
- ④ 「特別利益の供与禁止」

ロ) 社員が死亡により退社した場合

取り扱い	
相続税の課税関係	社員相続人が、出資を相続した場合又は払戻請求権を取得した相続人が社員となり出資持分とした場合 ⇒ 「 <u>出資</u> 」を財基通 194-2 (相続税評価額) で評価する。
	上記の相続人等が現実に出資払戻額の払戻を受けた場合 ⇒ 「 <u>出資払込額</u> 」により評価する

(2) 拠出金制度の医療法人創設で要件緩和の可能性

◆ 同族出資比率 50%以下	————→	緩和(?)
◆ 同族社員比率 50%以下	————→	緩和(?)
◆ 役員に占める親族割合 3分の1以下	————→	緩和(?)
◆ 特別利益の供与禁止 (詳細: 注1参照)	————→	継続(?)

① 検証～出資額限度法人が一部課税とされていた理由

- ・ 出資額限度法人は出資持分の定めを有する医療法人である。
- ・ 定款の後戻り禁止や医療法人の運営に関する特別利益供与の禁止が法令上担保されていない。
- ・ 他の通常の出資持分の定めのある医療法人との合併により、当該医療法人の出資者となることが可能である。

② 新医療法に明記されたことによる緩和促進

- ・ 上記 ①課税の理由について、今回の改定で明確になったとすれば要件緩和の方向。  
⇒ 今後の税制改正で明確化 (特別の利益供与要件のみ残るのか)

【参 考】 公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて

(平成 16 年 6 月 10 日付 課資 2 - 6 改正)

【公益法人に対する贈与税の取り扱い】

下記 3 点の要件具備により非課税。

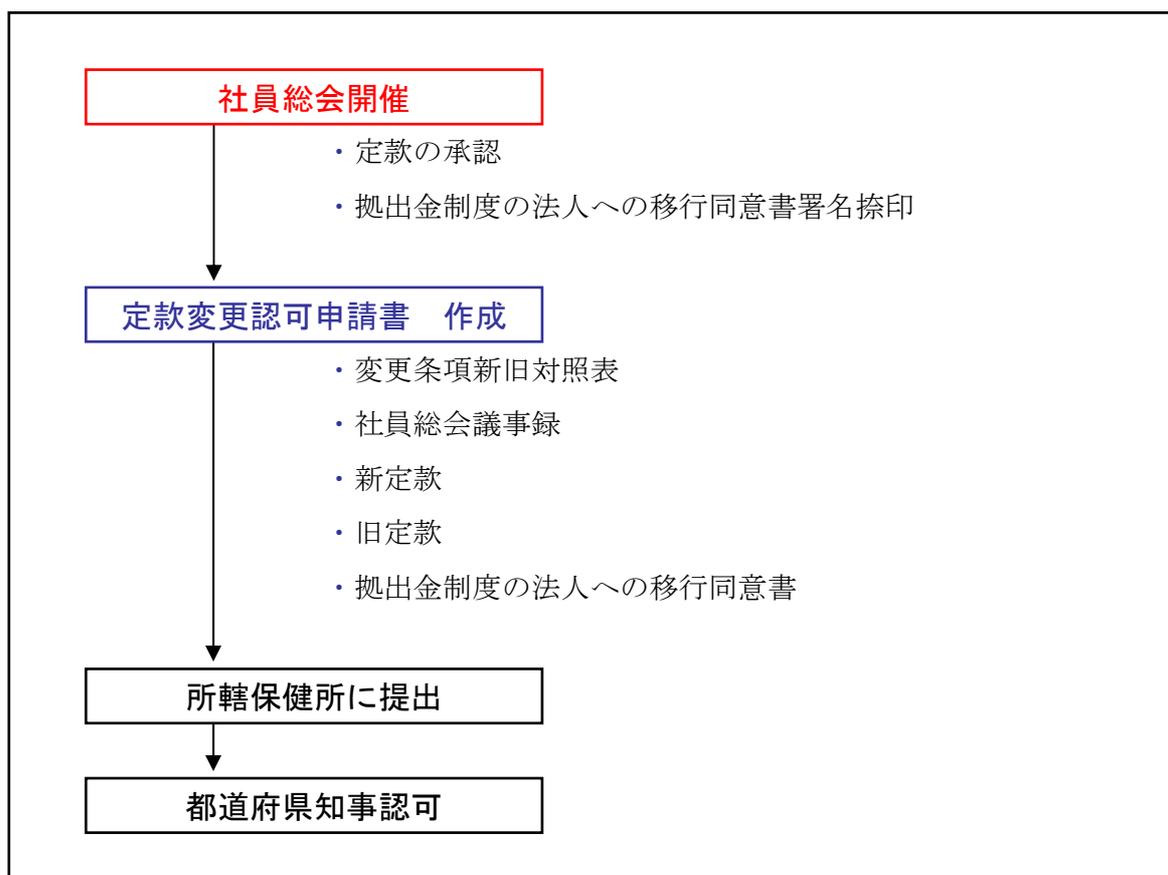
- 1) その法人が解散した場合に、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属すること
- 2) その法人の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの (以下「役員」という。)のうち親族関係を有する者およびこれらと特殊の関係のある者の数が、それぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも 3分の1 以下とすること。
- 3) 贈与を受けた法人が、贈与等をした者またはその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし又は行為をすると認められる場合  
⇒ 特別の利益供与

■注1：特別の利益供与に関する通知

「昭和50年5月16日直法1-30・直資2-144 国税庁長官通知」

- ①法人の設立者、役員、評議員若しくは社員又はこれらの者の親族等（以下「法人の特殊関係者」という。）に対し、法人の所有する土地、家屋等を無料又は著しく低い賃貸料で貸し付けている事実
- ②法人の特殊関係者に対し、無利息又は著しく低率の利息で金銭を貸し付けている事実
- ③法人の特殊関係者に対し、無償又は著しく低い対価で法人の所有する資産を譲渡している事実
- ④法人がその特殊関係者から過大な賃借料又は著しく高率の利息により、土地、建物その他の資産を賃借し、又は、金銭を借り受けている事実
- ⑤法人の特殊関係者の有する資産を著しく高い対価で譲り受けている事実
- ⑥役員及び評議員に対し、報酬（医師、看護師その他法人の業務に従事したことに対する給与等を除く。）を支給している事実
- ⑦法人の特殊関係者たる医師、看護師その他の従業員に対し、法人の特殊関係者でない医師、看護師その他の従業員と比較して著しく過大な給与等を支給している事実
- ⑧法人の特殊関係者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引き受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引き受けを除く。）をすること。
- ⑨契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、法人の特殊関係者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る相手方となること
- ⑩事業の遂行により供与する公益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること

(3) 拠出金制度の法人への移行手続き



## 3 社会医療法人制度の創設

### >>>社会医療法人制度の創設

#### (1) 社会医療法人制度の概要

##### ①収益業務

- ・社会医療法人は開設する病院等の業務に支障のない限り、定款等に定めるところにより、厚生労働大臣が定める「収益業務」を営むことができる。  
(新医療法第42条の2第1項)
- ・社会医療法人の行う収益業務に関する会計は、他の会計から区分し特別の会計として経理しなければならない。  
(新医療法第42条の2第1項)

##### ②社会医療法人債

- イ) 社会医療法人は社会医療法人債の発行、募集等ができる。  
(新医療法54条の2から54条の7まで)
- ロ) 社会医療法人債は、担保付社債信託法で定める社債とみなす。  
(新医療法54条の8)

##### ③税制面での優遇

- ・法人税率の優遇
- ・寄付金税制の優遇

⇒ 税制改革で検討

#### (2) 社会医療法人の要件

##### ①役員について、特殊関係役員が役員総数の3分の1を超えないこと

(新医療法第42条の2第1項一号)

※ **特殊関係役員** = 「その役員 + 配偶者 + 三親等以内の親族 + その他役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者」

役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。（新医療法第42条の2第1項一号）

② 社団医療法人の社員及び財団医療法人の評議員について、特殊関係社員・評議員が社員・評議員総数の3分の1を超えないこと（同二号・三号）

社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。（同二号）

財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。（同三号）

③ 病院などの開設都道府県の医療計画に沿った「救急医療等確保事業」をその都道府県で行っていること（同四号）

※ 救急医療等確保事業とは、救急医療、災害医療、へき地医療、小児救急、周産期医療、その他都道府県が必要とする医療の6種類。

救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。（同四号）

※ 救急医療等確保事業については、（イ）この業務を行う病院等の構造設備（＝物的要件）、（ロ）この業務を行うための体制（＝人的要件）、（ハ）この業務の実績が厚生労働大臣が定める基準に適合していることが必要となる。（同五号）

前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

イ） 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

ロ） 当該業務を行うための体制

ハ） 当該業務の実績

（同五号）

④厚生労働省令で定める公的な運営に関する要件に適合していること (同六号)

前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

⑤定款等に解散時の残余財産は国・地方公共団体・他の社会医療法人に帰属することを定めること (同七号)

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

⑥その他の要件

**【財務諸表監査】**

一定規模以上の社会医療法人について、公認会計士または監査法人による財務諸表監査を受けなければならない

**【特別な利益供与の禁止】**

医療法では規定されていないが、特定医療法人を参考に厚生労働省令で要件が定められることになるとと思われる

**(3) 社会医療法人の認定および運営ポイント**

①認定

- ・社会医療法人認定に際しては都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。(新医療法第42条の2第2項)

⇒ 都道府県認可

②公認会計士・監査法人の監査

- ・財産目録、貸借対照表、損益計算書について、公認会計士・監査法人の監査が必要となる(新医療法第51条3項)。この監査報告書は毎会計年度終了後3ヶ月以内に都道府県知事に届け出する(新医療法第52条1項)。

### 【社会医療法人の都道府県知事への届出と閲覧請求】

社会医療法人は、下記の書類を毎会計年度終了後3ヶ月以内に都道府県知事に届け出する（新医療法第52条1項）。

- イ) 事業報告書
- ロ) 貸借対照表
- ハ) 財産目録
- ニ) 損益計算書
- ホ) その他厚生労働省令で定める書類
- ヘ) 監事の監査報告書
- ト) 公認会計士等の監査報告書



都道府県知事は、定款やイ)～ト)の書類について請求があれば、厚生労働省令の定めにより閲覧に供する（新医療法第52条2項）。

### ③罰 則

- ・ 罰則規定（第八章、新医療法第71条の7～）

社会医療法人の役員が社会医療法人に、財産上の損害を加えたときは・・・

・・・7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

# 4

## 既存医療法人の運営上の留意点

### >>>既存医療法人の経過措置について

(1) 持分あり社団医療法人が存続できる「当分の間」とはいつまでか

「当分の間」 ⇒ いつまでと明確にはなっていない  
ただし、解釈として半永久的

(2) 経過措置の及ぶ範囲はどこまでか



※ 平成19年4月1日前に設立された医療法人は、1年以内（平成20年3月31日まで）に、新医療法に沿って定款・寄附行為の変更認可申請の必要あり

(改正法附則第9条①、②)。

### >>>既存医療法人と拠出金制度の出資金の取り扱い

(1) 現状出資持分の定めのある医療法人の出資金の取り扱い

①類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用方式 (⇒ Q&A編 参照)  
いわゆる「時価」による算定

②内部留保があり時価評価が莫大な医療法人

- ・多額の相続税
  - ・退社時多額の払戻し
- ⇒ これらに悩まされてきたともいえる。

(2) 拠出金制度は出資した金額のみの払い戻し

①支払った出資金を社員退社時、解散時に受け取る

いわゆる「含み益」は国、地方公共団体、医療法人等に帰属

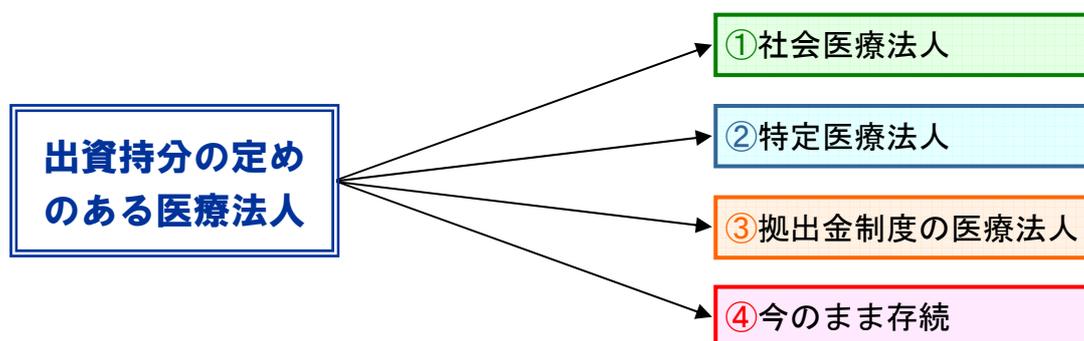
②内部留保があり時価評価が莫大な医療法人

- ・多額の相続税の心配なし
- ・退社時多額の払戻しの心配なし

>>>出資持分の定めのある医療法人（病院の場合）の選択肢

（1）病院は要件が整えば全ての選択可能

併用取得ができるのは、社会医療法人と特定医療法人。



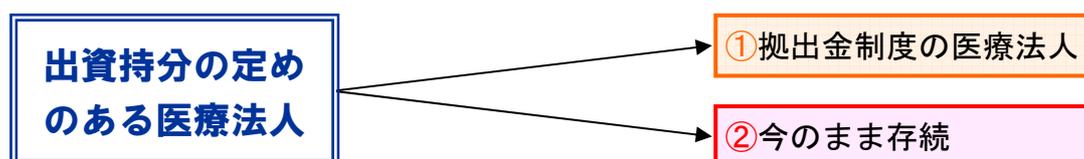
（2）財団医療法人も上記と同じスキームに

ただし、財団医療法人はその名の通り財産の集合体で、出資持分という概念がないため、拠出金制度は選択できない。

>>>出資持分の定めのある医療法人（クリニックの場合）の選択肢

（1）クリニックは、選択肢が2つのみ

「当分の間」現状のまま行くか、拠出金制度へ移行するかしかない。



（2）医療法改正となる4月以降は、選択肢が拠出金のみ

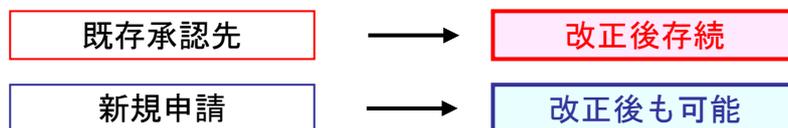
「新規設立」の場合、4月以降拠出金制度の医療法人しか選択できない。

(⇒ Q&A 申請リミット参照)

## >>>特定・特別医療法人の取り扱い

### (1) 特定医療法人の取り扱い

租税特別措置法上の制度（措置67条の2）である特定医療法人については、制度の見直しは行わず今後も存続する。



#### ①特定医療法人の申請要件 今回の医療法改正に伴う改正はない

- 出資持分放棄の同意がなされていること
- 医療施設の要件 原則 40 床以上
- 税務調査・医療法上の非違がないこと
- 社保診療報酬が総収入の 80% 超
- 収入金額が、直接必要な経費の額に 1.5 を乗じて得た額の範囲内であること
- 役員等の構成及び組織
  - ・ 理事の数は、6 名以上・監事の数は、2 名以上（内、専門家 1 名）
  - ・ 評議員の数は、理事数の倍数以上 同族 3 分の 1 以下
- 特殊関係者への経済的利益、貸付等がないこと
- 理事・評議員等、役員に対する給与制限
  - ・ 年間の給与支給総額（すべての手当て額を含む。）が 3,600 万円以下
- 全病床数に占める差額ベッド割合が 30%
- 解散時の残余財産が国、地方公共団体又は同種の法人に帰属すること

#### ②特定医療法人申請スケジュール

ポイントは、国税局の訪問調査がある点。役員に対する経済的利益がないか徹底的に調査される。

#### 【特定医療法人 申請スケジュール】

平成 18 年	1 月から 3 月	要件整備（不備解消）
	4 月から 7 月	書類作成
	8 月 18 日	厚生労働大臣の証明書の交付申請
平成 18 年	9 月 30 日	本提出 : 国税局

平成18年10月20日	国税局訪問調査
12月20日	国税局より内示連絡
12月22日	所轄保健所へ定款変更認可申請
平成19年1月16日	定款変更認可
1月23日	所轄税務署へ本提出
3月31日	特定医療法人承認

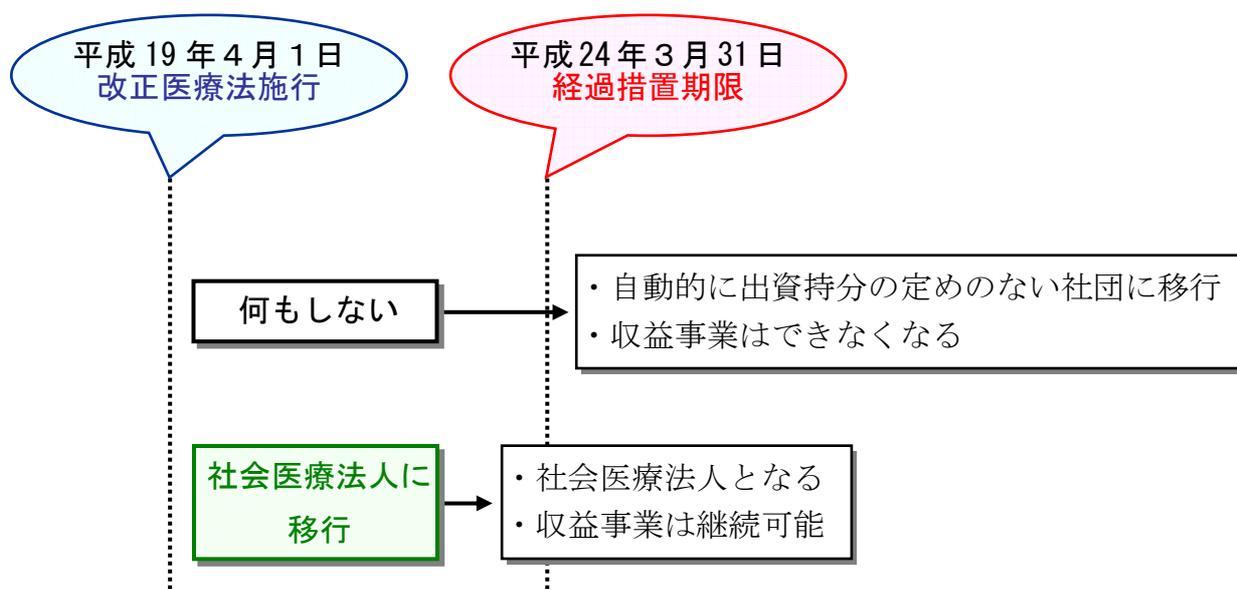
## (2) 特別医療法人の取り扱い

### ① 特別医療法人の廃止と経過措置

特別医療法人（旧医療法第42条2項の定めにより設立が認められていた。旧医療法第42条2項は廃止される。）は、将来的に社会医療法人に移行を促進する。

- ※ 特別医療法人制度は、医療法改正後、5年間の経過措置を設けて平成24年（2012年）3月31日廃止予定（改正法附則第8条）。
- ※ 現行の特別医療法人において、5年の経過措置の間に社会医療法人に移行しない場合には、自動的に社団（持分なし）又は財団の医療法人となる。
- ※ 平成19年（2007年）3月31日までに特別医療法人の申請を行った場合、認定が翌4月でも特別医療法人となる。

### 【特別医療法人の選択肢】



## >>>新制度で制約を受ける項目

### (1) 透明性を確保するためにより強化された項目

#### ① 役員の補充についての明確化

##### 【新医療法第48条の2】

理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

#### ② 社員総会年一回開催の義務付け

##### 【新医療法第48条の3第1項】

社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければならない。

#### ③ 監事の職務明確化で求められる運営の透明性

##### 【新医療法第46条の4第3項】

###### (監事の職務)

- ・ 医療法人の業務を監査すること。
- ・ 医療法人の財産の状況を監査すること。
- ・ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後3ヶ月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- ・ 監査の結果、業務・財産に関し、不正や法令・定款等の違反という重大事実がある場合には都道府県知事等に報告すること。
- ・ 社団医療法人の監事は、報告のため必要があれば社員総会を招集する。
- ・ 財団医療法人の監事は、報告のため必要があれば、理事長に評議員会の招集を請求すること。
- ・ 医療法人の業務・財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

### (2) 監事の職務明確化でより厳格化される利益処分における取り扱い

- ① 医療法人と個人との賃貸契約
- ② 社宅の取り扱い
- ③ 生命保険契約
- ④ 役員報酬の支給基準及び勤務実態